藍住地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６６号
秋田県能代市落合字下釜谷地143番地ビューパレット203号
債務者　小林　真菜
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６８号
秋田県能代市通町３番32号
債務者　大塚　孝憲
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４０８４号
大阪市大正区南恩加島１丁目８番11号
債務者　芦田佳美こと　芦田　佳美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８７号
大阪市大正区鶴町２丁目２番13号
債務者　木下　欽喬
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８８号
大阪市平野区長吉出戸５丁目３番69号　センチュリーハイツ出戸203
債務者　川本　優人
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０８号
大阪市都島区中野町４丁目19番14号　福田マンション102号、前住所大阪市都島区都島中通２丁目26番14号　ローズハイツ101号
債務者　登島　博史
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３６号
大阪市淀川区塚本２丁目11番９号、前住所大阪市西淀川区竹島３丁目４番27号　竹島プラザ201号室
債務者　赤井　猛志
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５０号
大阪府吹田市千里万博公園13番21－503号、前住所堺市美原区さつき野東２丁目13番地２
債務者　中村　和重
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部